

## 大分県週休2日試行工事実施要領

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、大分県では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向けての効果や課題を把握するための取組として、「週休2日試行工事」を実施するものである。

### 2 対象工事

大分県土木建築部が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休2日試行工事であることを明示する。ただし、以下の工事は除く。

- ① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）
- ② 緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ③ その他発注者が指定する工事

### 3 週休2日の定義

本要領における「週休2日」とは、工事着工に先立ち4週間のうち6日から8日の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まないものとする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

#### （1）港湾課所管事業以外による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。
- ② 4週7休：4週間のうち、休日を7日確保することをいう。
- ③ 4週6休：4週間のうち、休日を6日確保することをいう。

#### （2）港湾課所管事業による工事は以下のとおりとする。

- ① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝祭日」の日数分の休日を確保することをいう。

#### （3）現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

## 4 実施内容

### (1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休 2 日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

- ① 週休 2 日試行工事を行うことでの、工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となつてはならない。
- ③ 営繕工事にあつては、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事において実施する合意が必要である。

### (2) 計画工程表の提出

受注者は、施工計画書提出時に週休 2 日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、上記「3 週休 2 日の定義」を反映させることとする。

### (3) 看板等による表示

受注者は、「週休 2 日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

### (4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、大分県公共工事請負契約約款第 11 条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

### (5) 変更協議

不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合には、事前に振替日（作業発生日の前後 6 日以内）を監督員へ報告の上、承諾を受けること。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休 2 日の変更取得計画を監督員に提出すること。

### (6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

なお、一期間が 28 日に満たない場合は、率（下記 5（1）（ア）及び（ウ）の表）により達成状況を判断するものとする。

## 5 労務費・工事成績等の取り扱い

### (1) 労務費等の取り扱い

当初の予定価格から 4 週 8 休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。

ただし、港湾課所管事業及び営繕の工事については、当初は週休 2 日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記「4 実施内容」に基づき週休 2 日が達成できた場合、休日の形

態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

一部の港湾市場単価及び建築工事市場単価を除く市場単価、営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場制作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記によることとし、達成できた休日の形態のうち最小を適用するものとする。

なお、港湾課所管事業において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）港湾土木工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.05	1.04	1.04	1.06	28.5%
4週7休	1.03	1.03	1.03	1.04	25.0%
4週6休	1.01	1.01	1.02	1.03	21.4%

（イ）港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価
4週8休	1.05	別紙「港湾市場単価の補正について」による

※ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）の補正行わないものとする。

（ウ）営繕工事

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休	1.05	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%
4週7休	1.03		25.0%
4週6休	1.01		21.4%

## （2） 工事成績評定の取り扱い

上記「4 実施内容」に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

## 6 実施証明

週休2日を達成した場合にあって受注者が希望する場合、発注者は「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

## 7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（平成 29 年 6 月 29 日）

平成 29 年 7 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（平成 30 年 7 月 26 日）

平成 30 年 8 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和元年 6 月 24 日）

令和元年 7 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 2 年 3 月 26 日）

令和 2 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 2 年 6 月 29 日）

令和 2 年 7 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 2 年 7 月 20 日）

令和 2 年 8 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 3 年 1 月 7 日）

令和 3 年 1 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

別紙「港湾市場単価の補正について」

下記工種において港湾市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価 補正係数
底面工		1.04
マット工		1.01
支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		補正しない
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.05
防砂目地板取付工	(水中施工)	補正しない
吸出し防止工	(陸上施工・海上施工)	補正しない
港湾構造物塗装工		1.04
ペトロラタム被覆		補正しない
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.05
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	補正しない
かき落とし工		補正しない
汚濁防止膜設置・撤去・移設		補正しない
汚濁防止枠設置・撤去		補正しない
灯浮標設置・撤去		補正しない
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.05

別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・市場単価×新営補正係数
- ・補正市場単価×新営補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・市場単価×改修補正係数
- ・補正市場単価×改修補正係数
- ・物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03		1.02		1.01	
土工事		1.03		1.02		1.01	
地業工事		1.03		1.02		1.01	
鉄筋工事		1.04		1.02		1.01	
コンクリート工事		1.04		1.02		1.01	
型枠工事		1.03		1.02		1.01	
鉄骨工事		1.04		1.02		1.01	
既製コンクリート		1.03		1.02		1.01	
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	
石工事		1.02		1.01		1.01	
タイル工事		1.03		1.02		1.01	
木工事		1.02		1.01		1.01	
屋根及びとい		1.02		1.01		1.01	
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02		1.01		1.01	

左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04		1.02		1.01	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02		1.01		1.01	
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04		1.02		1.01	
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内装工事	物価資料	1.03		1.02		1.01	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02		1.01		1.01	
ユニットその他		1.01		1.01		1.01	
排水工事		1.03		1.02		1.01	
舗装工事		1.02		1.01		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.03		1.02		1.01	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

## ②電気工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線 及び同ボックス	1.04		1.02		1.01	
	ケーブルラック	1.03		1.02		1.01	
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング ケーブル	1.03		1.02		1.01	
	プルボックス	1.02		1.01		1.01	
	プルボックス用接地端子	1.00		1.00		1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03		1.02		1.01	
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01		1.01		1.01	
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.03		1.02		1.01	
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03		1.02		1.01	
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属 製)	1.03		1.02		1.01	

## ③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4週8休		4週7休		4週6休	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03		1.02		1.01	
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03		1.02		1.01	
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04		1.02		1.01	
衛生器具	取付手間のみ	1.04		1.02		1.01	



